

議案第 49 号

ひたちなか市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市営墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市営墓地設置及び管理条例（平成6年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第2項を次のように改める。

2 墓地の使用の許可は，使用者1人につき1区画とする。

第5条第3項中「者に対しては」を「ときは」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は，墓地の使用を許可する場合には，墓地の管理上必要な制限又は条件を付することができる。

第5条に次の1項を加える。

5 市長は，第10条第1項の規定により墓地の使用権を承継した者には，当該墓地以外の墓地の使用を許可しないものとする。

第5条を第4条とし，第6条を第5条とする。

第7条中「使用許可と同時に次に定める」を「使用許可証の交付を受けるまでに，次の表に定める額の」に改め，同条の表を次のように改める。

名称	種別	使用料	
		市内に住所を有する者	左記以外の者
ひたちなか市営堀口墓地	1種	280,000円	336,000円
	2種	210,000円	252,000円
	3種	150,000円	180,000円
ひたちなか市営高野墓地	1種	550,000円	660,000円
	2種	370,000円	444,000円
ひたちなか市営たかのす霊園	—	600,000円	720,000円
ひたちなか市営磯崎墓地	—	190,000円	228,000円

第7条に次の1項を加える。

2 市長は，墓地の使用を許可しない場合であって，既に使用料の納付を受けているときは，既納の使用料を還付する。

第7条を第6条とする。

第 8 条第 1 項中「墓地使用」を「墓地の使用」に、「（以下」を「又は第 10 条第 1 項の規定により墓地の使用権を承継した者（以下これらを）」に、「次の区分により」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 使用の許可を受けた日から 1 年以内に返還したとき 既納の使用料の全額

(2) 使用の許可を受けた日から 1 年を経過した日以降に返還したとき 既納の使用料の半額

第 8 条第 2 項中「に規定」を「の規定」に改め、「徴収すべき費用」の次に「又は次条に規定する管理料に未納」を、「当該費用」の次に「又は当該管理料」を加え、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(管理料)

第 8 条 使用者は、次の表に定める額の管理料（墓地の管理に要する費用をいう。以下同じ。）を、毎年度、市長が規則で定める日までに納入しなければならない。

名称	管理料
ひたちなか市営堀口墓地	2,800 円
ひたちなか市営高野墓地	4,000 円
ひたちなか市営たかのす霊園	4,400 円
ひたちなか市営磯崎墓地	2,900 円

2 市長は、特に必要であると認める場合には、前項に規定する管理料を減額し、又は免除することができる。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

(管理料の還付)

第 9 条 既納の管理料は、還付しない。

(使用権の承継)

第 10 条 墓地の使用権を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 墓地の使用権は、使用者が死亡した場合その他市長が必要であると認める場合に、当該使用者に代わり祖先の祭祀を主宰する者（埋蔵されている焼骨がない場合にあつては、当該使用者の祭祀を主宰する者）が承継することができる。

第 13 条第 1 項中「使用許可」を「墓地の使用の許可」に改め、同項第 2 号中「承継者が不明の」を「第 10 条第 1 項の規定により墓地の使用権を承継した者がいない」に改め、同項第 3 号中「使用者が 3 年間管理料を納入しない」を「3 年以上の管理料の未納がある」に改め、同項第 4 号中「が住所不明となって」を「の住所が不明となった日から」に改め、同条第 2 項中「前項」を「使用者は、前項」に、「使用許可」を「使用の許可」に改め、「使用者は」を削る。

第18条を次のように改める。

(使用許可証の書換え等)

第18条 前条の規定により届出をした者又は第10条の規定により墓地の使用権の承継を受けた者は、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2 使用許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

3 前2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第18条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のひたちなか市営墓地の使用に係る管理料について適用し、施行日前のひたちなか市営墓地の使用に係る管理料については、なお従前の例による。

3 改正後の第18条の規定は、付則第1項ただし書の規定の施行の日以後に使用許可証の書換え及び再交付の申請をする場合について適用し、同日前に使用許可証の書換え及び再交付の申請をする場合については、なお従前の例による。

旧	新	備考																																																				
<p>(使用者の資格)</p> <p><u>第4条 墓地を使用することができる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用許可)</p> <p><u>第5条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 墓地の使用は、1使用者について1区画とし、市長はその使用について必要な制限又は条件を付することができる。</u></p> <p><u>3 市長は、墓地の使用を許可した者に対しては、使用許可証を交付する。</u></p> <p>(死体埋葬の禁止)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条 墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に次に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ひたちなか市営堀口墓地</td> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">280,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種</td> <td style="text-align: right;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3種</td> <td style="text-align: right;">150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひたちなか市営高野墓地</td> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">550,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種</td> <td style="text-align: right;">370,000円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営たかのす霊園</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">600,000円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営磯崎墓地</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">190,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	種別	使用料	ひたちなか市営堀口墓地	1種	280,000円	2種	210,000円	3種	150,000円	ひたちなか市営高野墓地	1種	550,000円	2種	370,000円	ひたちなか市営たかのす霊園	—	600,000円	ひたちなか市営磯崎墓地	—	190,000円	<p>(使用許可)</p> <p><u>第4条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 墓地の使用の許可は、使用者1人につき1区画とする。</u></p> <p><u>3 市長は、墓地の使用を許可する場合には、墓地の管理上必要な制限又は条件を付することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、墓地の使用を許可したときは、使用許可証を交付する。</u></p> <p><u>5 市長は、第10条第1項の規定により墓地の使用権を承継した者には、当該墓地以外の墓地の使用を許可しないものとする。</u></p> <p>(死体埋葬の禁止)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第6条 墓地を使用しようとする者は、使用許可証の交付を受けるまでに、次の表に定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">名称</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">種別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">市内に住所を有する者</th> <th style="text-align: center;">左記以外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ひたちなか市営堀口墓地</td> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">280,000円</td> <td style="text-align: right;">336,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種</td> <td style="text-align: right;">210,000円</td> <td style="text-align: right;">252,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3種</td> <td style="text-align: right;">150,000円</td> <td style="text-align: right;">180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひたちなか市営高野墓地</td> <td style="text-align: center;">1種</td> <td style="text-align: right;">550,000円</td> <td style="text-align: right;">660,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2種</td> <td style="text-align: right;">370,000円</td> <td style="text-align: right;">444,000円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営たかのす霊園</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">600,000円</td> <td style="text-align: right;">720,000円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営磯崎墓地</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">190,000円</td> <td style="text-align: right;">228,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 市長は、墓地の使用を許可しない場合であって、既に使用料の納付を受けているときは、既納の使用料を還付する。</u></p>	名称	種別	使用料		市内に住所を有する者	左記以外の者	ひたちなか市営堀口墓地	1種	280,000円	336,000円	2種	210,000円	252,000円	3種	150,000円	180,000円	ひたちなか市営高野墓地	1種	550,000円	660,000円	2種	370,000円	444,000円	ひたちなか市営たかのす霊園	—	600,000円	720,000円	ひたちなか市営磯崎墓地	—	190,000円	228,000円	
名称	種別	使用料																																																				
ひたちなか市営堀口墓地	1種	280,000円																																																				
	2種	210,000円																																																				
	3種	150,000円																																																				
ひたちなか市営高野墓地	1種	550,000円																																																				
	2種	370,000円																																																				
ひたちなか市営たかのす霊園	—	600,000円																																																				
ひたちなか市営磯崎墓地	—	190,000円																																																				
名称	種別	使用料																																																				
		市内に住所を有する者	左記以外の者																																																			
ひたちなか市営堀口墓地	1種	280,000円	336,000円																																																			
	2種	210,000円	252,000円																																																			
	3種	150,000円	180,000円																																																			
ひたちなか市営高野墓地	1種	550,000円	660,000円																																																			
	2種	370,000円	444,000円																																																			
ひたちなか市営たかのす霊園	—	600,000円	720,000円																																																			
ひたちなか市営磯崎墓地	—	190,000円	228,000円																																																			

旧	新	備考																															
<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、<u>墓地使用の許可</u>を受けた者（以下「使用者」という。）が予期しない事情によりその墓地を返還したときは、<u>次の区分により既納の使用料を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>使用許可</u>を受けた日から1年以内に返還したときは、<u>既納の使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>使用許可</u>を受けた日から1年を経過した日以降に返還したときは、<u>既納の使用料の2分の1の額</u></p> <p>2 市長は、<u>第15条に規定による代執行を行ったことにより使用者から徴収すべき費用があるときは、当該費用と前項の規定により還付する既納の使用料とを相殺することができる。</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、<u>墓地の使用の許可</u>を受けた者又は<u>第10条第1項の規定により墓地の使用権を承継した者</u>（以下これらを「使用者」という。）が予期しない事情によりその墓地を返還したときは、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める既納の使用料を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>使用の許可</u>を受けた日から1年以内に返還したとき <u>既納の使用料の全額</u></p> <p>(2) <u>使用の許可</u>を受けた日から1年を経過した日以降に返還したとき <u>既納の使用料の半額</u></p> <p>2 市長は、<u>第15条の規定による代執行を行ったことにより使用者から徴収すべき費用又は次条に規定する管理料に未納があるときは、当該費用又は当該管理料と前項の規定により還付する既納の使用料とを相殺することができる。</u></p>																																
<p>(管理料)</p> <p><u>第9条</u> 使用者は、<u>清掃その他墓地の管理に要する経費として次に定める管理料を毎年納入しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、減免の措置を受けることができる。</u></p>	<p>(管理料)</p> <p><u>第8条</u> 使用者は、<u>次の表に定める額の管理料（墓地の管理に要する費用をいう。以下同じ。）を、毎年度、市長が規則で定める日までに納入しなければならない。</u></p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>種別</th> <th>管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ひたちなか市宮堀口墓地</td> <td>1種</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ひたちなか市宮高野墓地</td> <td>1種</td> <td>1,640円</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市宮たかのす霊園</td> <td>—</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市宮磯崎墓地</td> <td>—</td> <td>1,320円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	種別	管理料	ひたちなか市宮堀口墓地	1種	1,100円	2種	880円	3種	660円	ひたちなか市宮高野墓地	1種	1,640円	2種	1,100円	ひたちなか市宮たかのす霊園	—	3,300円	ひたちなか市宮磯崎墓地	—	1,320円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひたちなか市宮堀口墓地</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市宮高野墓地</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市宮たかのす霊園</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市宮磯崎墓地</td> <td>2,900円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	管理料	ひたちなか市宮堀口墓地	2,800円	ひたちなか市宮高野墓地	4,000円	ひたちなか市宮たかのす霊園	4,400円	ひたちなか市宮磯崎墓地	2,900円	
名称	種別	管理料																															
ひたちなか市宮堀口墓地	1種	1,100円																															
	2種	880円																															
	3種	660円																															
ひたちなか市宮高野墓地	1種	1,640円																															
	2種	1,100円																															
ひたちなか市宮たかのす霊園	—	3,300円																															
ひたちなか市宮磯崎墓地	—	1,320円																															
名称	管理料																																
ひたちなか市宮堀口墓地	2,800円																																
ひたちなか市宮高野墓地	4,000円																																
ひたちなか市宮たかのす霊園	4,400円																																
ひたちなか市宮磯崎墓地	2,900円																																
<p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、使用許可を受けた日からその年度終了の日までの期間が6月に満たないときの管理料の額は、同項に規定する管理料の2分の1の額とする。</u></p>	<p>2 市長は、<u>特に必要であると認める場合には、前項に規定する管理料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(管理料の還付)</p> <p><u>第9条</u> <u>既納の管理料は、還付しない。</u></p>																																

旧	新	備考
<p>(使用権の承継)</p> <p>第10条 <u>墓地使用権</u> (以下「<u>使用権</u>」という。)は、<u>埋蔵されている者の祭祀を主宰する者</u>でなければ承継することができない。</p> <p>2 <u>使用権を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>墓地を目的以外に使用したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても承継者が不明のとき。</u></p> <p>(3) <u>使用者が3年間管理料を納入しないとき。</u></p> <p>(4) <u>使用者が住所不明となって7年を経過したとき。</u></p> <p>(5) <u>この条例の規定に違反したとき。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちに墓地を原状に復し返還しなければならない。</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第18条</p> <p><u>使用許可証の書換え及び再交付の手数料は、1件につき220円とする。</u></p>	<p>(使用権の承継)</p> <p>第10条 <u>墓地の使用権を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>墓地の使用権は、使用者が死亡した場合その他市長が必要であると認める場合に、当該使用者に代わり祖先の祭祀を主宰する者(埋蔵されている焼骨がない場合にあつては、当該使用者の祭祀を主宰する者)が承継することができる。</u></p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>墓地の使用の許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>墓地を目的以外に使用したとき。</u></p> <p>(2) <u>使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても第10条第1項の規定により墓地の使用権を承継した者がいないとき。</u></p> <p>(3) <u>3年以上の管理料の未納があるとき。</u></p> <p>(4) <u>使用者の住所が不明となった日から7年を経過したとき。</u></p> <p>(5) <u>この条例の規定に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>使用者は、前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに墓地を原状に復し返還しなければならない。</u></p> <p>(使用許可証の書換え等)</p> <p>第18条 <u>前条の規定により届出をした者又は第10条の規定により墓地の使用権の承継を受けた者は、使用許可証の書換えを受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。</u></p>	